

社会保障の中でも、子ども分野には3.8%程度で、充分にお金をかけていない。またそれだけの支援体制もかけられていない感じである。

児童養護施設は県レベルであり、市町村とは別の次元であると見られることが多い。しかし、深刻な虐待のケース等については、児童養護施設のノウハウを発信していくことができる。児童養護施設もこれからは、市町村レベルでもかかわっていくことを考えていく必要がある。

地域福祉という言葉が色々なところで使われている中で、児童養護施設からは、虐待ケースのノウハウや地域貢献が実践例としてあることを提供していくことが必要である。児童養護分野においては、法律的な裏付けもない中で、子どもと親のニーズから発してやってきた実績があったからこそ、最近、ファミリーソーシャルワークの制度化も可能になった。地域という限定ではなく、児童養護施設は発信の役割がある。

これからは、法律による形で組織を立ち上げるだけでなく、実践活動を含めた理念的な考えをしっかりと提示していくべきである。市町村の格差をどのように認識していくのかが課題であり、地域に適正な住民自治があってこそ、独自性が発揮できるだろう。

22) 桑原教修 (舞鶴学園・児童福祉施設関係者)

先日舞鶴市では、映画「誰も知らない」の上映会を実施した。虐待をキーワードに市が主催して実現したものだが、これが舞鶴市や児童相談所、児童家庭支援センターを一般の方に周知するために一定の役割を果たしたと感じている。相談の窓口としてこういうものがありますということを、パンフレットを作って配布した。こういった動きはこれまでならできなかったことである。市にも、こうしていくという方向性が決まった以上、「逃げられない、取り組まないといけない」と覚悟を決めてもらわないと。

最初のころはひとつのケースが挙げると、市町村、行政はお金の計算をしがちだったと思う。たとえばこの家族を支援するには、生活保護費を出すといくらかかるかとか、補助金は出せるのかどうかとかすぐお金の計算をして。そのあたりの意識を変化させていくことが必要だったが、今は4月当初と比べてもある程度変化は感じている。それでも市としてはまだまだ消極的な感じがある。児童養護施設にお任せになってもいけないので、こちらとしてはプッシュしながら、力をつけていってもらわなければならないと思っている。具体的なケースが挙がってくると、どこ連携をとるべきか、とか考えられる。舞鶴でも現実にやりとりができるようになったというのが、ある程度体制が築けているのかなと感じる。

舞鶴学園は平成13年に現在地へ移転したが、そのときから児童家庭支援センターを開設したいと考えていた。しかし、その当時、移転の一番大きなハードルとなったのは行政だった。当時の関係としてはあまりよくなかったと思う。児童家庭支援センターをできるだけ早く設置して、市町村に相談業務がおりてきたときにそのノウハウが活かせたらと思っていたがなかなか進まなかった。

また、平成8年に子育て支援短期利用事業を始めてから、市との連携が図られ始めた。利用

者は増加傾向にあって、保育所も子育て支援の一環として始めた。在宅支援をやろうという意図があって無認可で始めようとしたが結局認可をとって始めた。その中で市とのやりとりもあった。その当時の市の担当者は子育て支援のニーズがないとって受け付けなかった。そのためニーズを調査し、資料を提出して、「資源がないから自分たちは高いお金を払ってベビーシッターを雇っているのが現状である」と訴えてくださる方が出てくるなど、地域からの後押しもあって、やっと動かすことができたという経緯もある。

学童保育へのニーズがあったが、これはこちらからお断りしている。ヒアリングの時も、器だけを作ればいいのではない、中学校区や小学校区に空き教室があるのだからやればいいのに、福祉施設を使う必要はあるのかという話をさせてもらった。児童養護施設ばかりに集中するのは良くないと思う。手を挙げれば挙げるだけ、施設にいろいろな役割が集中して期待されてしまうのはよくないと感じる。入所している児童の生活が第一だと考えている。今は少しずつ、地域で作る動きが出てきている。市の体制が築かれつつあるので、児童家庭支援センターの役割も明確にされてきている。児童家庭支援センターとしても、家庭復帰後のフォローケースを児童相談所から受けているケースが2ケースある。どこまでできるかは別として、実績を残し、ノウハウを身に付けていかなければならないという段階ではないかと考えている。

現実どう変化したかはわからないが、(子育て支援短期利用事業などの実施状況をみて) 個別の担当者、特に現場で取り組んでいる担当者には意識ができつつあるが、制度として生まれたものを市町村が育てていく努力をしていかなければならない。国が言うから作ったというだけでは、制度はできたが、実施主体に丸投げでは実施する側のリスクが大きすぎる。町として制度を育てていかないと。施設側は職員配置についても、入所児童の生活についても一定のリスクを負ってその他の事業に取り組んでいる。せつかく市町村としてやり始めたのだから育てるという意識を持ってやっていただきたい。

子育て支援は町の問題であって、社会作り、地域づくりに行政の姿勢が問われるということ認識して欲しい。実施主体に丸投げしておいて、舞鶴市として取り組んでいると公言されることには抵抗感を感じる。(行政の) 姿勢の問題ではないかなと感じる。以前にもお話したが、市長と話しをしたときに、舞鶴市として、虐待の子どもケースを把握しているのかと聞いたところ、市長は知らないと答えられた。市町村が機能していくまでにはまだまだ課題も多いと感じている。意識作りの段階ではないかと感じる。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

県内の市町では、法改正以前から、各市町村の家庭児童相談室がよく機能していた。子ども家庭相談室の職員にはベテラン職員が多く、地域内でのネットワークもすでにできていた。現在も家庭児童相談室が変わらず活躍している。また、職員の専門職意識も強く、研修会なども積極的に行っている。

しかし、全国的に見ると、法改正実施までの期間が短すぎたことで、市町村としては子ども

家庭相談体制づくりについての検討ができなかったのではないかと感じている。また、保育行政に力を入れている市町村や、虐待対策に力を入れている市町村など、意識の違いが大きいまま委譲されたのではないかと。

保健所が県レベルから移管されたときは、3年ほどの月日をかけ、対応を共にしながら移管していった。子ども家庭相談体制についても、指導や助言もなく業務を渡すだけでは機能できないと考えている。

24) 伊達直利 (旭児童ホーム・児童福祉施設関係者)

横浜市は家庭児童相談室を開設しなかったため、現在の流れを作ってしまった。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

窓口で骨のある仕事ができる人が少ない。意欲ある人ほど犠牲を払っているような現状である。体制基盤が弱い。

26) 藤本勝彦 (あゆみの丘・児童福祉施設関係者)

大阪府は2年前より各市町村の相談窓口となる職員に対して研修を実施している。その研修によって、職員の専門性は向上するかどうかは別にして、少なくとも相談体制に関する意識が変わってきていると感じられる。また、大阪府南部の一部市町村では、今年度より専門職の導入や人員増をして相談体制を整備している。今後は、窓口となる職員の専門性をより高めるような施策が課題と思われる。全体としてプラスに変化していると感じており、マイナスの変化は今のところあまり感じられない。ただ、一部市町村で相談内容によって窓口となる機関がそれぞれ独立しており、コーディネートしていく必要性を感じさせる。その役割を担っていくのは、家庭児童相談室がふさわしいと感じている。

27) 岩佐嘉彦 (弁護士)

まだ評価するところまで至っていないと思う。どこが標準といいにくい、私の感覚で言うと担当者を置いたということは、相対評価でいうと80点くらいだろうなということだと思う。担当者すらいない、担当者がいても何して言いか分からないということもたくさんあると思うので、相対的に見ると80点、絶対評価というなら20点くらいだが。また、担当者を3人、4人置いている市町村はないということを考えると担当者がいて、研究会があるということ全国レベルでいえば、がんばっている方かなということになる。つまり、評価できるレベルまでまだ至っていない。全国の市町村ということを見るとまだ評価というところまで至っていないと言える。

28) 峯本耕治 (弁護士)

吹田市は、毎月、システム検討だけでなく、実際にケースのスクリーニング、アセスメントやプランニングを行う実務者会議をもっており、また、もともと児童福祉や子育て支援については相当の実績がある市なので、虐待への取り組みについての意識は高くなってきている。

もちろん、状況は様々だが、吹田市だけでなく、大阪の市町村は全体的に積極的に取り組もうとする雰囲気を感じられる。しかし、全国レベルでみると、相談体制といっても、人も変わらず、専門職も配置されない中で、形だけを作って、事実上機能しないところも多い。

3. 4月以降市町村と児童相談所の関係は変化したか

1. プラスの変化

3) 柏女霊峰 (淑徳大学・大学関係者)

プラスとしては、市町村が虐待の相談を含めて、さまざまな相談を第一義的に保健センターとか家庭児童相談室とか、そうしたところがやっつけていかなければいけないだということを現場の担当者も分かってきて、受け入れはじめているというところではないか。児童相談所への丸投げが少なくなるわけだから。

関係としてはいい関係もあれば、逆に悪い関係もある。関係は変化したかといえば。プラスの変化としてはお互い連携をとりながら援助依頼をやったり送致したりしているが、うまくいかないところは、基準ができていないから間に落ちる子どもが出る。それからお互いに「そちらがやるべき」といってやらないという、そのような感じだと思う。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

進行中であるため評価は難しいが、たとえば杉並区においては、次世代育成行動計画のなかで、現在非常にアクセスの悪い立地条件にある子ども家庭支援センターをもっと利用しやすい場所に配置しようという話があがっているが、実際には変わっていない。しかし杉並区と児童相談所との連携はうまくいっていると思う。

市町村と児童相談所との役割分担がうまくなされているかどうかというのは、市町村が次世代育成行動計画に市町村の責任で子どもや家庭への相談支援体制の充実といった内容の項目を掲げたかどうか非常に鍵となるのではないだろうか。計画の中に盛り込んでいる所は、事業化を進めるであろうが、そういうことが書かれていない所は動きが鈍く、その差は大きいだろう。杉並区の場合は次世代育成行動計画の中に掲げており、数値目標を出し、一生懸命やっている。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

京都市は、福祉事務所と保健センターと児童相談所の意思疎通ができるようになった。要保護児童対策地域協議会の設置に関する議論もあわせてあるが、各区役所の中で子ども支援センターのレベルで虐待防止ネットワークをすでに代表者会議、実務者会議を実施している。法的な組織として京都市は核になる代表機関を子ども支援センターと保健センター、そして児童相談所に関与させ、福祉事務所と保健センターと児童相談所が、一体に手を結び立ち上げることで協力しはじめた。

児童相談所が守秘義務で子どもの情報を流すことはなかったが、今度の法改正の流れにより、困っている虐待ケースを一緒に考えるようになった。当然あるべきのことが縦割り行政で不可能であったが、ネットワークの法定化によって可能になった。市町村と児童相談所の関係に良

い結果を与えた。京都市の場合は、実際市町村を構成している福祉事務所と保健センターと児童相談所との関係が好転していると思う。それぞれ個別にやっていたが、ネットワークを法的に定めることになったものの、児童相談所の対応は各自治体によって違うだろう。

京都市は福祉事務所と保健センターと児童相談所の三者が合体してやることで、他の学校、司法関係、民生委員・児童委員、施設関係者が入っていて、核になる機関として福祉事務所・保健センター・児童相談所として位置づけたことによって、ケース研究が盛んになっていて虐待防止のためには良い方向に動いている。

10) 松原康雄 (明治学院大学・大学関係者)

もともと児童相談所は市町村と連携しながら相談を行ってきたが、要保護児童地域対策協議会の設置が進んできつつあることをみると、プラスの変化といえる。

児童相談所と市区町村との役割分担について、安否確認までの初動体制は区が行いその後は児童相談所が対応するといったかたちで、ケース対応のプロセスで分けを行っている先駆的な区もある。また、市町村側がより児童相談所を意識するようになった点もプラスの変化としてあげられる。

11) 家常 恵 (徳山大学・児童相談所関係者)

児童福祉法改正によって市町村と児童相談所の双方の関係に対する関心が高まってきた。今まで持ってきた協力関係以上に、緊密な関係で深まっていくだろう。

児童委員とは別に、虐待の対応にかかわってくれる人や機関については、見守り役としては良いと思う。たとえば、子ども家庭サポートの協議会などを、市町村も活用していく場合もある。しかし、虐待予防とかかわる人材を育てていくことと、市がそのような資源を活用しているかどうかについては、府レベルで全部抱えることはできないだろう。

12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学・児童相談所関係者)

相談ケースの受理会議を定例化し、児童相談所送致ケースの場合は管理職を含めた会議を開催する体制を整えた市もある。従前、家庭相談員(非常勤)に任せきりの対応から、相談室(行政機関)として機能するよう組織整備を検討している動きもあり、市レベルでの相談体制の向上が期待される。また、児童相談所側も市町村送致との関係を意識して取り組んでおり、市町村、児童相談所間の連携強化が進むのではないかと期待される。

このほか、従来児童相談所の相談は非行ケースが主であるとして、児童相談所の主たる対応機関を補導センターや教育委員会などが所管していたところが、児童相談全体の窓口としての機能を検討した結果、保健福祉サイドの「子ども家庭」を所管する部署に組織替えした市も見られ、児童相談体制の整備の機会となったようである。

14) 才村 純 (日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者)

ひとつめのプラスの変化は、連携が緊密になったということである。ケースを通じてやりとりするので、お互いの機関の役割、機能についての理解が進む。児童相談所も市町村のことがわかり、市町村も児童相談所の機能や、児童相談所があまりにも忙しいとか、地域から離れているのですべてを児童相談所に任せるのは無理だといった限界もわかってきた。つまり、児童相談所と市町村の共通理解が図られてきている。

おそらく従来だと、危険なので児童相談所のほうで一時保護をしてほしいのに、児童相談所はどうして一時保護してくれないのかといったことで関係がぎくしゃくすることもあったと考えられる。それが今回の制度改正に伴って否が応でもケースについて市町村と児童相談所がやりとりしないといけないということになり、そういうなかで相互理解が図れるようになってきている。その結果、連携は以前に比べるとスムーズになってきたのではないだろうか。

もうひとつプラスの変化は、研修を通じて連携の基盤が固まりつつあるということである。いくつかの自治体では、児童相談所に市町村の職員を何日間か実習生として受け入れている。たとえば児童相談所の緊急受理会議や援助方針会議などに市町村の職員も実習という形ではいらしてもらおう。そこで児童相談所は緊急受理会議をどのように開いているのかを実際にみてもらおう。また、通報があつて安全確認に向かうときに市町村の職員に同行してもらおう。そこで児童相談所はどのような対応をし、どう判断しているのかということを見てもらおう。このようなことを通じて連携の基盤が固まりつつあるのではないだろうか。

15) 木村百合 (大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者)

市町村と児童相談所の連携が強化された。また市の人々が児童相談所の気持ちがわかるという。今までは、虐待問題やその他の児童相談についても、市町村は最終的には部外者であり、最後は児童相談所がやってくれるというイメージをもっていたのが、市町村が、自分がやらないといけないという意識をもち、児童相談所のしんどい気持ちを知った。それは、市町村と児童相談所の連携が前より強化される結果ともなった。自分たちもやらなければならないという意味で、市町村が児童相談所の立場を理解し、協力や連携もしやすくなった。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

パートナーシップをどのように持っていくのかということを考えなければならないという意識が児童相談所のなかに出てきているということである。県庁と一緒に市町村向けの研修を企画・実施したという点では、違う動きになってきた。児童相談所も市町村とどう連携すべきか手探り状態であるが、研修の機会が増えて児童相談所から提供することを市町が吸収しようとしていると強く感じている。これまで児童相談所は自己完結していたので、アセスメント方法をはじめとした家族支援のセオリー、スキルの共有に取り組み始めたことは、プラスの変化かもしれない。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

従来から「家庭児童相談室」が設置しているか否かにより異なっている。従来まで「家庭児童相談室」を設置していなかった自治体においては、変化したと考えられる。ただし、この1年で関係が進展したなどの結果は示しにくく評価しがたい。ただし、今後はプラスに向かっていくと考える。

児童相談所、市町村など個々で考えれば、プラス面とマイナス面は存在している。児童福祉、子ども、家庭という視点では、プラスになっている。

関係においては、1人の子ども、1つの家庭を支援していくとき、その子どもや家庭に介入する多くの関係機関が必要である。援助者1人で問題に対応することの偏りや危険性を防ぐためにも、いろいろな専門家の目でみていくということが重要である。問題が複雑になればなるほど多くの関係機関や援助者がかかわり、ネットワークとチームワークで援助をしていく必要がある。そのために関係は必要な要素である。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

それぞれの役割をきちんと明確にし、持ち味を生かしながら分担していこうという動きがプラスになっているところもある。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

変化した。市町村の責任度は高くなっており、細かく児童相談所に相談しているようで、話し合いができる関係になり、以前よりは関係は良くなったといえる。

2. マイナスの変化

3) 柏女霊峰 (淑徳大学・大学関係者)

今は丁度、危機の状態だと思っている。つまり、市町村は「やれないよ」というところが結構あるし、児童相談所は「もう市町村がやるんだから」ということで手を引くので、お互いが手を引いて間に落ちる子どもが出るという危機的な状況だと思う。

千葉県のN市でそれがひとつやはりあった。死亡まで至らなかったが、N市がずっと家庭訪問をしていたが会えなくて、7回ぐらい家庭訪問をしたと言われているが(まだ新聞情報だけなのでこれから検証していく予定になっている)、これまでならば児童相談所に通告して児童相談所が29条の立ち入り調査をするということになるはずであるが、N市はそれをしていいのかわからなくてケースを持っていた。29条をするか否かというところで十分ケースカンファレンスが行われていなかったなので、結果的にそこで大きな虐待が起こって子どもが外をうろ

ついているところを保護された。このように介入権限の与えられていない市町村がかかえた状況でおちてしまうケースが出てくるのではないかと思う。そういう意味では、同行訪問というように、危機の状況では、共同の行動を行った方がよい。両方とも手を引くよりも、2人とも訪問する、児童相談所も市町村も訪問する。相手に面倒くさいなと思われても、その方がまだましだと思う。そこのところは、今は制度形成期なのでかなり注意をしなければマイナスになってしまうということではないか。

6) 高橋重宏 (東洋大学・大学関係者)

市町村の場合、専門職が配置されていないという点においてマイナスである。児童相談所において児童福祉司が中心になって担っている役割を行政職や保健師、保育士が担っていかなければならない。建前的にはソーシャルワークであるが、市町村においてソーシャルワークを理解できる人があまりいないというあたりが課題であろう。子ども家庭支援センターにしても、社会福祉士を置いていけばうまくいくのではないだろうか。しかし、保健師や保育士、行政職は相談援助の専門職ではないがゆえのさまざまな課題をもっているのではないかというのが現実問題である。全国的に家庭児童相談室には退職した校長先生が非常に多いが、これも大きな問題である。全国規模で社会福祉士を確保するのは非常に難しいだろうし、確保したとしても専任で雇うことは財源的に困難であろう。この点については予想された問題が残っていると言えるのではないだろうか。

制度改正によって、家庭児童相談室のスタッフについてはもう少し相談援助の専門家をとらなければならないというふうには必ずしもなっていない。せめてやっていると言えるのは研修を強化していくということくらいではないだろうか。しかし、ちょっと研修を行なっただけでは専門性において際立った変化は求められない。

全体的には中々評価は難しいという感じはするが、制度改正で意図された役割分担という面においてもそういう方向性は見えているとは言えない。財源的な裏づけもない。児童福祉法改正が遅れ、次年度の予算が組まれた後に通知が出された結果、財源的な裏づけを得られなかったという点は、マイナス面に大きな影響を及ぼしたと言えるのではないだろうか。

1年後については、予算をつけてくれる所はそういう動きがあるだろうが、全国的に市町村の財源は非常に厳しく、前年並みではなく、前年の2割減というところから出発しているような状況である。次世代育成行動計画で子ども家庭相談体制に関する内容が盛り込まれていれば予算がかなり取りやすいといったようなことが影響してくるという印象をもっている。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

一般公務員が子どもにかかわる相談に応じることはよくないという意見もある。それが子どもの死亡につながる可能性もあり得るだろう。他機関にも分担して担当してもらおうとするのではなく、あれかこれかという姿勢で、丸投げすることもあり得る。福祉事務所と保健センタ

一に人材があればいいのであるが、一人増やした程度での丸投げは困る。

市町村の方からの児童相談所の評価として、児童相談所による虐待判定は少なからず、実態と異なっている場合があると言われている。多くの児童相談所は軽度に判定しているのではないのか。重たいケースと判定すると児童相談所が関わらないといけないので、自分らの業務が増えることを防衛するための判定となっているきらいがある。

児童相談所のケース判定のあり方も政策の流れで、問われるだろう。ケースの的確な判定ができていいのか、業務分担なり業務の連携の中で意味を持ってくる。つまり児童相談所から指導依頼が続々ある時に、本来はしっかりやるべきことを他に回す可能性があるということである。全体としてプラスという面もあるが、そう簡単に現場側は100%賛成とは言えないという現状である。今までの児童相談所の組織としての問題や病理が多かったと言えるだろう。次は、この児童相談所の問題に別の面から（たとえば、なぜ里親委託してないか、できないかという観点から）改革の手を入れてほしい。

良い方向の改正ではあるが、今度の改正の何倍の改正がないと、児童ソーシャルワークができる現場にはならないだろう。児童福祉法改正だけではだめで、地方自治法、職員採用方針など、総務省まで関係するものまで関わるだろう。いつまでも児童相談所が中核となる児童相談の体制や思想などでは、及ばないことである。

11) 家常 恵 （徳山大学・児童相談所関係者）

市町村が虐待問題を扱うようになると、今の体制では不十分である。市町村の側でも不安を持っているなら、ある程度の経験がある人を市町村においても活動させることも大事である。

主任児童委員については児童相談所でも対応しているが、市町村の中で使いきれぬのか、責任の所在の問題もあるし、主任児童委員とその他の児童委員との確執の問題もある。

14) 才村 純 （日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

市町村と児童相談所の関係についても自治体間の格差があつて、スムーズにいつているところは上記のようなプラスの変化がうかがえるが、逆に自治体によっては押し付け合いというマイナスの変化が起こっているところもある。たとえば、どうして児童相談所はやってくれないのか、ここまでは市町村の役割ではないかといった押し付け合いをする。そのようななかで援助が中断してしまったり、必要な援助がなされなかったりして、子どもを救えなかったというような事態が出てくることはないだろうかという懸念がある。

15) 木村百合 （大阪府池田子ども家庭センター・児童相談所関係者）

【連絡調整に要する業務の増加】

先ほども話したように、市町村との連携調整に時間がかかるようになった。たとえば、電話をきいただけで、家族関係が難しそうだと内容も確かめないうちにケースを児童相談所に送致

しようとする人もいる。児童相談所としては、一緒にやらなくてはいけないので、調整や連携を市町村に求め、後方支援という形で指導しないといけない。児童相談や虐待相談に関してははじめての人が市町村の相談窓口になることもあるため、いろいろな相談がきた段階でびっくりして、児童相談所に送致し、丸投げしたくなる。そこで、「児童相談所も一緒に親の話を聞きましょうか」とか、「こういう形で親に話を聞いて、聞いたらこちらに教えてください」というやりとりをすることになり、事例と一緒に考えていくことで指導しているので児童相談所の従来業務に加えて業務が増加してきている。

【児童相談所へのイメージ】

プラスとしては、連携をしようとか、一緒に立場でがんばろうという面があるが、マイナスとしては、厳しいと思われる可能性がある。調整の内容や方法によっては、児童相談所は「うるさく言う」というイメージをもったり、「何もしてくれないのでは」と思ってしまう可能性もあると思う。やはり、仲良くやっていくだけではなく、児童相談所は、市町村がやるべきことを指導しなくてはならないこともある。

市町村にとっては家庭訪問や保育所での調査などもはじめてのことで、できない場合もある。そうすると児童相談所と一緒にいかなければならない。その中で、どうしても市町村が児童相談所によりかかってくる面もある。「今日は児童相談所がやったけれども、これからは市町村がやらなければならないのですよ」と、伝えていかなければならない。それがうまくいったらいいが、やっぱりしんどい思いもする。市町村担当者にしんどい事例にもっと関わったり向き合うことを指導することもある。その中で児童相談所に対して厳しいという気持ちをもってしまう可能性もある。もっと風通しよくすることで、理解して欲しいと思う。

一緒にやるということは、児童相談所が責任をもつことではなく、市町村がやることを援助するということであるがそのことで市町村が依存的な姿勢を持つ場合がある。これは、市町村にはじめての人が多いためであって、家庭児童相談室をもっているようなところではどんな後方支援のやり方をやっているのだろうか、むしろ積極的に自分たちでやっていこうとなっているのか知りたい。

児童相談所と市町村の役割分担は、市町村によって様々である。市町村には、面接も調査、複数対応もできる場所もあれば、4月からはじめての担当者になり、すべて児童相談所と一緒にやっていかなければならないところもある。市町村でうまくいかないと、市町村の担当者だけではなく、その調整のために、関係機関に児童相談所と一緒に行くこともある。たとえば学校からの通報をどう受け止めるかについて教育委員会と話をしたり、市町村の窓口のやりとりについても、その上司に話をしに行ったりする。市町村の担当者とだけやりとりをしていると、市独自のものにならないから、上司に対しても話をする。市町村の担当者だけを援助していても、市町村の担当者がしんどくなるから、組織として受け止めてもらえるようにする必要はある。そうしないと、体制を作ることができない。組織としての市の対応に対して援助を

することが、児童相談所の役割である。市町村の上司に担当者が言いにくいことを言ったり、他の市町村ではこんなことをしているなどを伝える。個々のケースの援助もするが、その中で見えてきた課題についても指摘や援助をしていくことも児童相談所の役割だと思う。具体的ケースの後方支援はもちろん必要だが、市町村の体制への後方支援をしなければならないと思う。

16) 菅野道英 (彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者)

市の判断、町の判断をしなければならないと児童相談所が言うので関係がギクシャクする。児童相談所も動くときは動くが、動く前にやはり一言入る。虐待に関していえば、立入調査や介入の場合に、一定の調査をしてくれよというふうに市には言う。そして、市にはできないことが出てきてから児童相談所にこのところを頼むというような言い方であげてほしいというようなプレッシャーを児童相談所はかける。それを役所的に言えば、体制を作らせようとする意味での「指導」になる。大枠はわかるのだけれど、担当者同士でそれをやると、児童相談所は冷たいとか、何もしてくれないという印象につながる。そのへんは、担当の職員によって温度差があるかもしれない。

17) 萩原總一郎 (四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者)

あまりないと考える。現段階では時間と労力はかかるが、どちらかというところプラス面が多いと考えられる。

18) 前橋信和 (関西学院大学・児童相談所関係者)

今、過渡期としての調整がされているところであるが、前述したように責任を伴うことで慎重になることがあげられる。

23) 側垣一也 (三光塾・児童福祉施設関係者)

市町に相談受付窓口を設けたことにより、開所時間外の電話相談受付(24時間体制の緊急電話相談)を中央児童相談所に転送依頼をしても、市町村の仕事であると断られるケースが出ている。市町として体制が取れない中で、県からは市町村が第一義的窓口であるからと返答されても対応ができないだろう。

24) 伊達直利 (旭児童ホーム・児童福祉施設関係者)

連携を取るという段階にまで至っておらず、市・区の窓口と児童相談所の窓口が並列の状態にあるため、児童に関する相談内容について、児童相談所と市・区に関する相談内容についての整理が出来ていない。子育て支援レベルでの支援策と、要保護児童レベルでの支援策が整理できていないため、各区の相談窓口で要保護児童レベルのケースが発見されても対応できず、児童相談所に送られてしまい、児童相談所には子育て支援レベルの対応策がなく、要保護児童

レベル対応のケアを行ってしまうなど、両者において混乱が深まっている。

市・区にとっての要保護児童は『市・区で扱うべきケースではない』という認識であり、今後の方向性についても判断できるワーカーもいない。ただ児童相談所が多忙のあまり不十分である早期発見の部分での対応に努める程度の認識しかない。

一方、児童相談所側も、各ケースの情報収集のみを市・区に任せてしまうといった状況で、市・区の窓口を『手足』の一部としか認識していない部分も見受けられる。

25) 濱田多衛子 (光の園・児童福祉施設関係者)

市町村と児童相談所のケースのふりわけがうまくできているとはいえない。以前は関係は良くなかったが、ケースに対する話し合いでそれぞれの立場での考えや意見をぶつけあいながらケースへの取り組みを必死に行なっていたように感じるが、それがなくなった。

3. 全体としての評価

1) 網野武博 (上智大学・大学関係者)

質問Ⅰ、Ⅱと同じように、変化を評価するには期間が短いので、一概には言えない。日本は世界的に見ても特色のあるシステムで、諸外国では児童相談機能が知事部局におかれており、そこが中心になって行政上の責任、義務が関わる部分を担っているところもある。児童相談所は、臨床をやりながら行政措置を行っている。そういう面での改革が模索されるべきであろう。市町村がまだ体制の変化ができていない段階では、まだまだ児童相談所は関わっていかないとはいけませんが、もう一つの方向として、児童相談所が行政措置的な部分を担当し、親に介入していき、他の部分をその他の機関が対応する方向性も考えられる。東京都などは社会資源は多いし、大都市圏では特に虐待対応が多きなウェートを占める。これからはっきりしていく課題であろう。

2) 大嶋 恭二 (東洋英和女学院大学・大学関係者)

児童相談所は現在パンク状態であるから、十分に機能を発揮しえていない。児童相談所を増やさないとこれらの機能を地方に下ろそうということであるから、本当の意味で機能してもらうためには、意識のある、勉強した、それこそ社会福祉士のような資格取得者がまずは配置されることが大きな課題だと思う。

一つのケースを市町村と児童相談所とでしっかりと検討して丁寧に対応していく中から、連携のあり方を模索していくような市町村だと真に機能する。自治体の状況については、国が作れというんだから作ったはいいけど、実際機能しているかという質的側面の検討が必要である。おそらく、今後は多くの地域協議会のようなものができるであろうが、まずは手探りでケース

を積み重ねていくしかない。基本的には、児童相談所的な機能を市町村の窓口に下ろし、その中で重いケースは児童相談所にまわすということが真の意味で機能していくのか不安である。

児童福祉司の配置基準が人口5万人から8万人に一人程度に変更されたが、県レベルでは医師、保健師は嘱託だが児童相談所ソーシャルワーカーと心理職は常設となっている。市町村ではソーシャルワーカーも心理職も医師も多くが非常勤職で、保健師は地域の掛け持ちが多く、常設の専門職が市町村ではほとんど置かれていない現状を考えると、それでどこまで子どもを救っていきけるかと不安になる。

しかも、迅速にやっていけないといけないという高度な専門性が必要になり、社会福祉の勉強をしたことのない人が対応することによって利用者への不利益、さらに非専門性ゆえの対応不足という問題が出てこないか心配である。また、今後の児童相談所の体制とその機能強化のためにも専門職の配置に力を入れる必要がある。

3) 柏女霊峰 (淑徳大学・大学関係者)

全体としては、今は制度形成期なので、危機的な状況、子どもや家庭にとっては危機が広がる状況なので、両方が重なってやった方がよいのではないかと思っている。

将来的には、市町村で一元化しなければ、子どもを救うことはできないと思う。高齢者はまさにその方向にすすんでいる。高齢者の方では、立入調査も一時保護も市町村がする。高齢者の方ではできるのに、なぜ児童の方ではできないのという話になると思う。29条の立入調査のノウハウは、今は、児童相談所はもっているが、5～6年前にはぜんぜんなかった。同じことを市町村でやればよい。児童相談所も専門職ではない人がやれるようになっているわけだから、市町村でもできるわけである。将来的には、児童相談所はなくなるのではないかという話は考えられるが、当分は、町村は、特に困難なので、児童相談所では、そういうものを受けてやっていくしかないのではないか。あるいは県に一か所、配偶者暴力相談支援センターのようなもの、児童・女性権利擁護センターみたいなものを一か所残して、後は、市町村で相談をやるというのが将来的な方向としてあるだろう。

4) 加藤 曜子 (流通科学大学・大学関係者)

市の体制がまだ弱い所では、「児童相談所をお願いします」という形でやっており、児童相談所にしてみれば「市町村がこんなことまで言ってきますよって」感じの状況である。多くの市では、「全然分からないからもっと教えて」、「もっと支援して」というような段階である。

また、市の側では、これは県に「お願い」すべきものなのか、市で処理すべきものなのかという判断さえも現実には難しくて困惑している。リスク評価とか危機対応や地域で対応する時の温度差がある。結局軽いケースだから市町村というスタンスではなくて、在宅が可能なら市町村でもやらないといけない。重い軽いというよりもまずは一緒に取り組んでみて、地域の中で暮らせるのであれば市町村で対応していくといった方法について相互に自信をつけていくべき

である。そのためには、定期的に児童相談所が介入して、ケースカンファレンス等で指導することが必要である。

職種や職員の意識も低い地域はある。専門職が必要だと思っている、専門職は必要だけれど置いてない、専門職をおくことの必要性が理解できていない、等さまざまな状況がある。行政職が転勤した時に市町村の取り組んできたことの利点をどう引き継ぐかという意味では、やはり異動の少ない専門職が絶対に必要だという意識が大切である。

その点では、ほとんど異動がなく活動しやすさの点からいうと保健師がメリットが大きい。「福祉専門職はいないが保健師はいますよ」という町村が結構ある。ただオールマイティに保健師が対応できるかというところでもない。

事実、保健師の間では「私たちもソーシャルワークができます」と言う人が多くいる。ソーシャルワークという言葉が福祉だけのものではなくて、保健領域でも使われてきている。家庭訪問とか地域担当等をしていることからそのように使われているようである。ただ、保健師は健康の視点が重要であると同時に、ソーシャルワークの視点ももってもらうことは重要だと思う。

保健師は、たとえば子どもがミルクを飲まないから体重が減ってきたという命や病気等の危険性という医療的ケアの視点が強い。親の側面から生活そのものや親の状況を、たとえば借金があるとか、夫と関係に問題がある等の事象が家庭環境全体に影響し養育意欲を低下させている等の福祉の観点も実は重要である。やはり、保健や福祉の協同のネットワークで取り組むことに意義がある。

他には、学校の理解を求めるといふようなことが必要で、小・中学校の先生にも協力してもらいたい。ただこれも転勤があるからなんとも言い難いのだが。学校の先生はやはり、全体的な捉え方の教育を受けてきていない。指導中心で、上から下に教えてあげる教育のため、教育することが中心で協力への理解がなかなか進まない。学校の先生の協力体制を整えるためには、一番大切なのは教育委員会が理解するかどうかだと思う。

保育士も家族を見るという視点については、まだまだ足りない部分もあるため、今後の研修体制で勉強してもらわないといけない。子どもの保育等については専門家なのだが、アセスメントすることやその方法について理解不足なので研修が必要となる。

最後に、現場は福祉のセンスをもった人が求められている。ファミリーソーシャルワークかあるいは家族とも協力しながら進めていけるスキルやケースマネジメント力を育てていくことが必要だろう。そのために、児童相談所がそういったことのリーダーとして役割を果たしてくれればいいのと思う。

5) 芝野松次郎 (関西学院大学・大学関係者)

個々のケースについて、市町村と児童相談所のどちらが対応するか、という点についてはまだ混乱していると思う。市町村と児童相談所の関係が落ち着くにはもう少し時間がかかるので

はないだろうか。

7) 竹中哲夫 (日本福祉大学・大学関係者)

全国くまなく様子を見て判断できる立場にないので答えにくいですが、多くの地域では県がマニュアルを作ったり研修会を行ったりという動きが見られているので、事柄の理解という点で変化してきているといえる。つまり都道府県と市町村の間での合議的な意見調整等は進んでいる。だが実際に難しい事例のやりとりなどを行っているかという点、その部分ではあまり変化していないと思える。実際の児童相談の中身で十分な連携が取れているかという点ではまだまだだといえるだろう。先ほどの調査を見ても本当にきちんと後方支援をしてくれるのか、どういった後方支援が期待できるのかということ市町村が不安に思っていることがわかる。ただ今回の相談体制というのは市町村と児童相談所の関係が変化しにくい制度設計だろうと思う。それはやはり比較的軽微な相談を市町村で対応し、深刻な相談は児童相談所で対応するという役割分担であるからだと思う。従来からそのようなことは市町村が子育て相談という形でやっていたので、そんなに大きくは変わらないだろう。

私の視点はこういう側面で見ているので、プラス・マイナスという形では評価できない。

市町村が従来やってきた手法で児童家庭相談をやっている。例えば保健指導を中心とした子育て相談、保育所を中心とした子育て相談などである。だから児童相談所との連携というよりは児童家庭相談の棲み分けという形でやっている。保健師さんや保育士さんのノウハウを中心にしている。私が報告を聞いた限りだが、東京でも地域保健という形での取り組みが中心になっている。

長野県の話聞いても保健師のノウハウを中心にした取り組みになっている。具体的には妊娠時や出生時の届け出や新生児訪問の指導やその後のアフターケアという形でやっているところが活発である。ノウハウの蓄積があるからやりやすいのだろう。

そんなところにいきなり非行や虐待を持ち込んだときにどこまでやれるかという気がする。地域保健的な枠組みを取っ払って、文字通り児童相談・児童家庭相談をやるということになると、市町村格差をどうするか、市町村が法制度的に今後児童家庭相談どういう風にしていくかということが問題となる。現在児童相談所が持っている法的権限を市町村がどのような形で担っていくのかということを一とつずつ検討していく必要があると考えている。例えば現在児童相談所では任意の相談等に加えて一時保護、立ち入り調査、27条第1項の措置、児童福祉法第28条による家庭裁判所への審判の申し立てなどがある。しかし今回の法改正で市町村について書かれたのは調査・実情把握や相談・送致・児童相談所の助言を求めることなどだけである。これだけで多様な相談に的確に対応できるかという点非常に心許ない。もちろん私は、都道府県が児童相談所のもつ措置権をすべて市町村に委譲することは適切ではないとは考えているが、そのような前提があったとしても市町村が一定の権限を分有することは必要である。例示的に言うと一時保護については相談援助の中で緊急に起こってくるものなので、児童相談

所と権限を分有することも考えられるのではないか。施設入所措置については市町村が法的に定めのある正規の意見を提出することができる権限があってもいいだろう。もうひとつは方向が少し違うが、今回の第10条では困ったときは児童相談所に伺いを立てるという形になっているが、これでは市町村の主体性が非常に弱い。

また細かいことになるが、26条、27条において児童相談所長、都道府県は、児童家庭支援センターや障害児童相談援助事業を行うものに支援や相談業務を委託するという条文があるが、なぜそこに市町村が入らないのかが疑問である。相談の委託関係を法的に明記する必要があると思う。都道府県の児童相談所から見れば障害児童相談援助事業などの方が市町村よりも優位に立っているということになる。連携と言っても制度設計そのものが一方通行である気がする。

8) 津崎哲雄 (京都府立大学・大学関係者)

これまで各機関が担当するケースを開示しあうことは特になかった。また、介入することもなかった。特に、児童相談所と保健センターが否定的であったが、今回初めて守秘義務が課せられたことで共有できるようになった。要保護児童対策協議会が法制化されたからであろう。児童相談所の手の平を返すような変化は驚きである。それによって、児童相談所の担当する虐待ケースが他機関の三倍近くあることが市町村の方はわかった。福祉事務所、保健センター側は初めて聞くことばかりで、いかに地域での連携的対応がなかったことがよくわかった。処遇の取り組みの度合い(質量)・ケースの量担当数は、多い順に虐待ケースに限って児童相談所、福祉事務所・保健センターの順である。今後児童相談所が福祉事務所、保健センターの体制が整っていない中で、虐待ケースを見守り依頼と称して、ケースの見極めもなく、指導委託の感じで、丸投げしてくるケースの恐れがあり、実際にそれだけの対応できる力量がない現場が混乱しないか、またその結果死亡事件などが起こらないかと懸念される。

9) 西澤 哲 (大阪大学・大学関係者)

兵庫県西宮市管轄の場合は、各市の相談窓口が事例検討会を実施している。児童相談所と市町村の関係が今までよりは密になっている。市町村に対する児童相談所のスーパービジョンの機能が作られてきていることが新たな動きである。双方の共同研究会を実施している。どの程度定期的であるかは分からないが、このような試みは評価できる。

関西、特に大阪は、家庭児童相談室がある程度体制として機能してきたことがあり、従来から子ども家庭相談は実施してきたという実績がある地域である。また児童相談所と市町村の関係は評価されてきた。私は基本的に法改正のシステムは反対であるが、うまくいかせることを考えるなら、一番大きなポイントになるのは、児童相談所より市町村の専門職配置、相談窓口の常勤化である。

市町村と児童相談所の関係をうまく進めるためには、市町村主導型になるべきである。市町村によって経験、専門性レベル、活動力の差がある。しかし、それぞれの市町村に応じた

システムを作っていくとするなら、市町村中心システムを構築していかなければならない。たとえば、泉大津市では市の方が集権を握り、ケースの受理と地域の連絡会の招集権をもっている。これを児童相談所がやると市町村の力を弱めてしまう。児童相談所も忙しいので、弱い方に主導権を持たすことによって、少しは問題解決できるだろう。

市町村と比べるとまだ児童相談所の方が経験があるので、経験を持たない市町村は苦しいと思う。困難なケースについて感じ取るための知識と経験がない市町村側が、結果的にケースを抱えてしまうことが今後あるだろう。大阪のように家庭児童相談室が活動しているところでは経験があるため、ある程度は動けるが、そうではない市町村では様々な問題が噴出して来るだろう。関西は家庭児童相談室の常勤配置化を行ってきたし、今のところは動いている。しかし、地方に行くほど都道府県と市町村の関係が対等できなくなり、上下関係になりやすい。このような状況の中で、今の法改正が逆に悪い関係にしていることもあるだろう。

基本的に今の法改正に反対の立場としては、後方支援のみでは済まないことが多い。児童相談所が全面的に出てやらないといけないことが多くあり、市町村のソーシャルワークには馴染まないケースは児童相談所が全面的にやらないといけない。

ケースのすみ分けが課題であり、アセスメントの問題がクリアされないと児童相談所と市町村の役割分担がはっきりしない。市町村では残念ながら、アセスメントの能力がまったく蓄積されていない。どのようなケースでは児童相談所が全面に出て、介入的なソーシャルワークを中心に実施すべきであるのか、どのようなケースではサポート的なソーシャルワークを中心に実施すべきであるのかという、分類がなかなかできていないことが大きな問題になる。今のシステムでは、これが一番重要であり、ケースのアセスメント能力を誰がどのように身に付けるのかがであろう。

市町村と児童相談所の関係をよくしていくための方向としては、現実的には不可能であるが、受理会議から児童相談所と市町村が一緒に動くことである。双方が共同に動かない限りは、どのケースを児童相談所中心で対応し、どのケースを市町村中心で対応するかということが明確にわからない。また地域においても置かれている資源が違う。関西地区の中でも、大阪と兵庫と京都は違うわけであり、資源の有無によりケースの差も違ってくる。実際に、ソーシャルワークを両者が一緒に進めて行く中で、どの程度のレベルかは経験しながらわかってくる。つまり何年間は実際に一緒に動いていくということをやっていくしかない。

児童相談所が指導的な立場になるとよくなるはずである。各地域については、市町村で10年以上の家庭児童相談室がある職員と3年の経験がある児童相談所の職員とでは、市町村の職員の方が良く知っている。このような状況では、市町村の方がよくわかる。児童相談所が市町村と良い関係にならない限り、このシステムはうまくできないと思う。しかし、果たして出来るのかである。

家庭児童相談室と児童相談所はもともとすみわけがされていたので、変化はない。

町村では、変化を指摘できるほど相談実績がない。

11) 家常 恵 (徳山大学・児童相談所関係者)

市町村は子どもの福祉についてのより一層の理解が必要である。府と市の行政関係の意思疎通に関しては福祉事務所長の会議レベルで情報交換している。そこで制度を含めた全般指導、技術指導があり、都道府県から市の方に、毎月情報提供する。4月からは本格的に動くだろうと思う。

児童相談所は市町村のスーパーバイズの役割をしないといけない。児童相談所だけがケースに対して完結的にアプローチしていくのではなく、市町村の子ども家庭福祉の強化を視野に入れ、双方一緒にやるべきである。双方のレベルアップを考えないといけない。

子どもの状態を判定し、仕分けすることが、専門職である。理論的あるいは机上のケース検討会ではなく、実際的な検討会を開かなければならない。双方が頻繁に検討会などを開くべきであり、ケースに対する責任の所在を明確にするべきである。ケースの初期段階から、ネットワークの中で、児童相談所の職員が責任を持ち、受理会議を必ず行うこと、必要に応じて、迅速に臨時会議で対応することも必要である。ただし、時間的な余裕があるケースについては、ネットワーク会議を開いて時間をかけていくことも大事である。大阪府は各市に虐待担当の人を設定するだろう。虐待ケースは、理屈の以前に迅速的な行動が必要であり、通告のルートを決めておいて守ることが必要である。

大阪府は、家庭児童相談室の研修を年6回で実施している。研修内容に関しては規定していない。福祉の仕事についての理解がない市町村との関係関係は難しい。以前は虐待のケースで問題に関しては市と話すことはなく、児童相談所中心にやっていた。

障害児の通園施設の場合、市町村の管轄でも良い。入所施設の措置などに関しては市町村ができる力量がないため、児童相談所がやっていくべきである。人権と生命にかかわることと、里親の件は今の県のレベルでさえ困難である面が多いので、24時間の保護に関するものは児童相談所の扱いとすべきである。

非行問題も虐待と同様であって、専門性のことにおいても児童相談所レベルで実施していくべきである。できるだけ、児童相談所はケースに対して出向く姿勢をもつべきである。

12) 家村昭矩 (市立名寄短期大学・児童相談所関係者)

市町村において、児童相談や児童虐待対応に対する意識が高くなり、独自の取り組みが進む分だけ児童相談所の業務が減少すると考えられたが、その分、きめ細かな連携が必要となり、むしろ児童相談所の業務量総体は増加しているのではないだろうか。

市町村、児童相談所間での連携で、送致に関して文書を交わすことの煩雑さや、それぞれが

ケースを抱え込んでしまうことでの支障が生じないかなどを考えたとき、市町村との連携に関する新たな制度上の整備が求められるのではないか。

13) 川崎二三彦 (京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者)

市町村では、先述したように、まだまだ不十分な体制であるとはいえ、児童相談所では対応してこなかったような相談も含めて、幅広く関わっているという側面がある。ところが、それがそのまま児童相談所に回ってくることもある。児童相談所側から見れば「これは市町村に任せたい」と思うようなケースでもあがってくる。だから児童相談所は、市町村が第一義的に相談を受けるという体制がない中で、従来からやっていた相談をそのまま同じように受理して対応するだけでなく、市町村からさまざまな相談を持ちかけられるということになって、仕事は減ることがない。

今回の児童福祉法改正の趣旨の一つは、市町村の役割を明確化して児童相談所への一極集中をなくすというものだったと思うが、むしろ市町村からのケースがプラスされてくるので、児童相談所はかえって忙しくなっている。市町村職員への研修なども企画しなければならないし、児童相談所の仕事は増えている。

市町村と児童相談所の具体的な業務の連携の方法だが、児童相談所としては、「市町村からの通告という形でそのまま児童相談所に丸投げしてくるのはやめてほしい」「内容に応じて援助依頼、送致という形で市町村から回してほしい」ということを常々言っている。通告を受ける機関として市町村が定められているのだから、市町村なりに調査などをしてから、児童相談所に回してほしいと希望している。

援助依頼や送致は、市町村の方でもどのように出せばいいかということで戸惑っている部分が多いので、市町村から事前に打診してもらい、協議もし、意思統一もした上で出してもらうようにしている。手取り足取りという部分もある。

休日に児童相談所に対して子どもの保護を依頼してきた保護者があったが、すぐに一時保護するのではなく、市で対応ができないか返した事例がある。1日だけのことだったので、何も児童相談所が直接対応しなくても、市の持っているさまざまなサービスで要望に応じることができないか検討をしてもらったものである。結果的にはうまくいかないで児童相談所で対応したが、このぐらいの相談ならば、今後は市町村が独自に事業を立ち上げてやっていくことはできるし、常勤職員を配置すれば夜間や休日でも相談を受けていくことが可能となる。そのようにして初めて、児童相談所と市町村の棲み分けもできるだろうし、児童相談所から市町村に回す事例も増えてくるだろう。家庭児童相談室のスタッフは少ない人数で大変だろうが、そこを児童相談所がバックアップすればいい。それでこそ法改正の趣旨とも合致するのではないだろうか。

個別ケース検討会議なども含めて、市町村が発信して「虐待ネットワーク会議開催」の案内が届くようになってきている。その面からも市町村が主体的に取り組んでいこうという意識に